

これまでの主な取り組み〈参考4〉

- 医療法人の理事長要件の緩和(平成14年4月実施) → I. II. の提言
- 公益性の高い「特別医療法人」制度の普及 → II. III. の提言
 - ・業務に係る要件の範囲を拡大(平成15年11月実施)
 - ・実施できる収益業務の拡大(平成15年11月実施)
 - ・役職員に対する階層的な収入要件の撤廃等(平成16年3月実施)
- 公益性の高い「特定医療法人」制度の要件緩和 → II. III. の提言
 - ・差額ベッドの平均料金上限の撤廃、割合規制の引き上げ(平成15年4月実施)
 - ・役職員に対する階層的な収入要件の撤廃(平成15年4月実施)
- 医療法人の附帯業務の拡大(平成16年3月実施) → I. II. の提言
- 出資額限度法人の制度化(平成16年8月実施) → I. II. の提言
- 新たな病院会計準則の制定(平成16年8月実施) → II. III. の提言
- 資金調達手段の多様化 → II. III. の提言
 - ・医療機関債の発行ガイドラインの制定(平成16年10月実施)

医療法人制度を巡る 最近の規制改革の指摘①

◇「医療先進国ニッポン」を目指して — 医療改革のビジョンと医療サービス提供体制の改革 — (2004年4月 社団法人 経済同友会) 〈参考5〉

▽改革のプロセス

プロセスⅠ

- 施設の充実や高度医療機器の導入などのための医療法人への出資を促進するとともに、迅速な経営意思決定を可能とする環境を整えるため、医療法人の社員総会における出資持分に 応じた議決権の行使を可能とする。(医療法第68条の改正)
- 非営利の原則・条件を明確化した上で、これを満たした医療法人に対しては、学校法人等と同様の税制優遇を認める。

プロセスⅡ

- 非営利の原則・条件を満たさない「出資持分のある医療法人」については、出資持分に対する配当を認める。
 - 合わせて、複雑化した現行の医療法人制度を整理・再編する。
- (注: 現在、医療法では、「出資持分のある医療法人社団」、「出資持分のない医療法人社団」、「医療法人財団」、「特別医療法人」という4種類が定められている。この他に租税特別措置法による「特定医療法人」もある。)

プロセスⅢ

- 営利法人による医療機関設置を解禁する。

医療法人制度を巡る 最近の規制改革の指摘②

◇中間とりまとめ

—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—
(平成16年8月規制改革・民間開放推進会議) 〈参考6〉

- 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入
 - ・出資者たる株式会社に社員としての地位を付与し、社員総会における議決権取得を容認
 - ・医療法人による他の医療法人への出資を容認
 - ・出資額に応じた社員総会での議決権を容認